

令和8年度(2026年度)金融リテラシー向上のための消費者教育推進業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度(2026年度)金融リテラシー向上のための消費者教育推進業務

2 目的

成年年齢の引き下げや若者を取り巻く金融トラブルが増加している一方、金融商品やサービスの多様化により、消費者の選択肢にも広がりが見られる。このような状況において、消費者被害を未然に防ぎ、将来を見通しながら、より豊かな生き方を実現するため、若者の金融リテラシーの向上は早急に取り組むべき課題である。そのため、本業務において、若者等に対し消費者トラブル、生活設計・家計管理、多重債務対策等をテーマに消費生活出前講座を実施する。また、金融リテラシー向上のための広報啓発資料等を作成及び購入し、金融に関する適切な知識・判断力を養う機会を提供することに繋げる。

3 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

4 委託内容

(1)若者や地域に対する消費者教育の実施

① 内容

若者や地域に対する無料の消費者教育講座を県内の高等学校や関係団体等と連携し、45回程度行う。

なお、詳細は県、実施する教育機関、関係団体等との協議により決定するものとするが、その後の派遣先教育機関・団体及び派遣元団体との調整は直接行うこと。

② 対象

県内の大学生、高校生等、地域の団体、民生委員等

③ 期日

開催期日については県、実施する教育機関との協議により決定するものとする。

④ 事前準備

教育機関等、団体等との連絡調整、当日配布資料の準備を行う。

⑤ 当日運営

資料配布、進行等を行う。

⑥ 事後処理

必要経費の精算、事業の成果及び課題の整理を行うとともに実績報告書(様式任意)を提出する。

(2)金融リテラシー向上のための広報活動資料の作成及び購入

① 内容

- ア 消費者問題及び金融リテラシー向上のための広報啓発チラシ作成
- イ 出前講座の案内チラシの作成
- ウ 出前講座等で使用する教材等の購入

② 納品時期

令和8年(2026年)8月末(完成次第随時)

③ 仕様等

ア 消費者問題及び金融リテラシー向上のための広報啓発チラシ作成

- ・若者(特に大学生)を対象としたチラシとすること。
- ・最近の消費者問題の状況を含み、かつ金融リテラシーの向上を目的とした内容を入れ込むこと。
- ・チラシのサイズはA4、フルカラー印刷すること。
- ・データも納品すること。
- ・内容については受託者の提案を踏まえ、県と受託者により協議し、決定する。
- ・希望納品時期は、令和8年(2026年)8月末。

イ 出前講座の案内チラシの作成

- ・若者、企業、地域の団体等、県内を幅広く対象としたチラシとすること。
- ・チラシには、少なくとも県消費生活課ならびに ALL 熊本金融経済教育プロジェクトが実施してる講座を記載すること。
- ・チラシのサイズはA4、フルカラー印刷すること。
- ・データも納品すること。
- ・内容については受託者の提案を踏まえ、県と受託者により協議し、決定する。
- ・希望納品時期は、令和8年(2026年)6月末。

ウ 出前講座等で使用する教材等の購入

- ・中高生向けのものとする。
- ・家計管理、ライフプラン、お金の使い方などの内容を含めること。
- ・内容については受託者の提案を踏まえ、県と受託者により協議し、決定する。
- ・希望納品時期は、令和8年(2026年)6月末。

④ 数量

チラシ : (ア)1,000枚

(イ)1,000枚

教材等 : 1,500部

5 実績報告等

委託期間内に業務完了報告書(様式任意)を提出すること。
同報告書には、実績がわかる書類及び写真等を添付すること。

6 業務遂行に関する留意点

(1) 対象経費

委託契約の対象経費は、業務の実施に直接必要となる経費(講師謝金、講師旅費、会場使用料、備品等使用料、人件費、交通通信費、消耗品費、配布資料代、資料作成費等)及び管理費であり、備品購入など受託者の財産取得となる経費は認められない。

(2) 事業の実施に当たっては、県消費生活課と連携して作業を行うこと。

(3) 事業の進捗管理等を行う業務責任者を配置すること。

(4) 進捗状況について、随時、県に報告すること。

7 その他留意事項

発注者熊本県(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、次の事項について留意する。

(1) 乙は、本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。

(2) 乙は、本業務の遂行に当たって、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

また、甲の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(3) 乙は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲による承諾を得たときは、この限りではない。

(4) その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び、疑義が生じた場合は、甲と乙が相互に協議の上、決定する。

(5) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担する。

8 著作権

本委託事業によって得られる著作権その他の権利は、すべて熊本県に帰属するものとする。